令和4年3月定例会 政策総務常任委員会会議録

招集月日	令和4年3月8日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開会日時	令和4年3月8日(火) 午前9時03分
散会日時	令和4年3月8日(火) 午後2時54分
委 員 長	橋本稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋本稔
副委員長	芝、嵜、和、好
委	中野昭竹田悦子田中克美坂本晃金子雄一
委員会欠席委員	なし
議長	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議題

議案番号	議	審査結果
第 5号	鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6号	鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び鴻巣市教育 委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条 例	原案可決
第 7号	鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員 会に付託された部分	原案可決
第19号	令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部 分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)			(財務部)		
市長政策室長	佐々フ	卜 紀演	財務部長	山﨑	勝利
市長政策室副室長	藤崎	秀也	財務部副部長	谷	広明
市長政策室参事兼			財務部参事兼財政課長	鈴木	誠司
秘書課長	小林	勝	財務部参事兼		
市長政策室参事兼			資産管理課長	関口	敬一
総合政策課長	武田	昌行	資産管理課副参事	山岸	晃
(総務部)			財務部参事兼税務課長	染谷	秀幸
総務部長	榎本	智	収税対策課長	野口	高志
総務部副部長	森田	慎三			
総務課長	國島	清文	会計管理者	大塚	泰史
総務課副参事	原口	佳之	会計課長	沼上	早苗
職員課長	関根	正	監査委員事務局長	小川	哲夫
契約検査課長	堀	岳夫	監査委員事務局副局長	鈴木	恵子
ICT 推進課長	中根	哲	吹上支所長	細野	兼弘
やさしさ支援課長	小川	裕子	川里支所長	山縣	一公

 書
 記
 佐伯
 幸子

 書
 記
 中島
 達也

(開会 午前9時03分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と金子雄一委員に お願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。本委員会に付託されました案件は、議案第5号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第6号 鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第19号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第13号及び第19号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、 そのたびごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願い いたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいた だきますようよろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めて、決定いたします。

(竹田) 昨日、政策総務常任委員長宛てに資料請求をさせていただきました。先ほどのご報告でもありましたが、審査を円滑に進めていく上で、かつ十分な審査を行う上で資料請求をしたいと考えていますので、この資料請求について、中身をお話ししたほうがよろしいでしょうか。

(委員長) 結構です。

(竹田)では、資料請求をいたします。議案の第6号と7号は関連がありますので、一緒にお願いしたいと思います。

今回の条例改正により、個々に給与が幾ら影響を受けるのか。例えば市長、副市長、教育長、それから職員、再任用職員、任期つき職員……

(委員長) 竹田委員、簡潔にお願いします。題だけでいいです。

(竹田) はい。では、個々に幾ら影響を受けるのかということでお願い したいと思います。

それから、議案第13号です。14、15ページに関わる部分で、土地売払収入の内訳、予算計上されていますので、その内訳をお願いしたいと思います。

それから、議案第19号ですが、94ページ、95ページに公共施設マネジメント事業で不動産鑑定料を予定している箇所です。

それから、同じく94、95ページ、市役所入り口の外構改良工事について、 具体的なイメージ図があったら提出をお願いしたいと思います。

あわせて、同じく包括管理業務委託料、約4億3,000万計上されています。これは、本会議場でも118施設、これまでの業務管理委託先と施設名の資料、それから新たに管理委託する企業の概要、それから包括管理の業務内容と、契約書があれば契約書、それからプレゼンの結果、8者がやったというふうになっていますけれども、プレゼンの結果表を出していただきたいと思います。

続いて、100ページ、101ページの笠原小学校跡地利活用事業です。3月4日までに意見を出してくださいということですので、出された意見について資料がありましたら出していただきたいということをお願いしたいと思います。お諮りください。

(委員長)ただいま竹田委員より、議案第6号、第7号、第13号、第19号

についての資料請求がありました。請求がありました資料について、執 行部は提出することは可能でしょうか。

(職員課長)今、竹田委員から資料請求のありました条例改正により影響を受ける部分についての資料でございますが、今回6号、7号につきましては期末手当の引下げの部分になってきます。内容としましては、令和4年6月分での減額、それと令和3年12月期末手当の引下げに相当する額についてが議題となってきます。その2つの資料、その2つの金額を合わせたものということでよろしいでしょうか。

(はい、そうですの声あり)

(委員長) いつまでに出せますでしょう。

(職員課長) これから作業して内容を確認いたしますので、午後一番ぐらいになるかと思います。

(財務部参事兼資産管理課長)それでは、議案第13号の土地売払収入の内訳についてですが、これについては令和3年度の売払収入の一覧表を提出させていただきたいと思います。本日の午後、できるだけ早い時間に提出できるようになるようにします。

続きまして、議案第19号の公共マネジメント事業の不動産鑑定料を予定している箇所ですが、こちらにつきましても来年度不動産鑑定を予定している場所について一覧を提出させていただきます。こちらにつきましては、明日までということで用意したいと思います。

続きまして、市役所入り口外構改良工事の具体的なイメージ図ですが、 こちらにつきましては、来年度になってから設計を行いまして、その後 工事というような運びになっておりますので、現時点では具体的な図面 等がありませんので、ちょっと提出するものがないのですが、よろしい でしょうか。

(はいの声あり)

(財務部参事兼資産管理課長)次の包括管理業務委託料の118の施設名ですが、これは対象となる118施設のリストを提出させていただきます。これにつきましても、明日の朝に用意をさせていただきます。

それと、その次のこれまで業務委託先の事業所名と、これにつきまして

もリストを作成して、明日の朝までに用意させていただきます。

それから、次の管理委託をする企業の概要ですが、今回3者のJVになっておりますので、この3者の名称と所在地、それと会社の規模、こういったようなものが分かる資料を用意させていただきます。こちらもあしたの朝までに提出させていただきます。

それと、包括管理業務内容ですが、今までに市内業者さんですとか、そ ういったところに説明のときに使った資料がありますので、これを提出 させていただきます。あしたの朝までに提出いたします。

それと、契約書ですが、現在契約については、詳細を詰めている段階で、現時点で提出できるようなものになっておりませんので、これについてはちょっと提出できないということなのですが、よろしいでしょうか。それから、その次のプレゼンの結果表ですが、こちらについてはプロポーザルの採点結果表がありますので、こちらのほうを提出させていただきます。ただ、受託した業者については、具体的に何点取ったというのは分かるのですが、そのほかのものについてはA社、B社というような形になって、具体的にその企業と点数がリンクしない形にはなりますけれども、それでよろしいでしょうか。こちらについても、あしたの朝までに提出させていただきます。

以上です。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、笠原小学校の跡地利活用に関する意見ということで、こちらは2月5日に予定していた説明会が中止になりまして、出席予定者に資料の送付と併せて意見がある場合はということでいただいているものでございますが、3月4日締切りということで、こちらこれから取りまとめを行って、公開を前提として徴取したものではないので、公開するかどうかも含めてこれから検討いたしますので、現時点では資料のほうは提出することができません。ただ公開するとしたら、ホームページのほうで資料と併せて公開を考えておりますので、今後取りまとめてホームページでの公開となりますので、そちらでご確認をお願いしたいと思います。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

竹田委員より請求のありました資料のうち、議案第6号、第7号、第13第 19号の中の提出可能なものだけについて委員会に提出いただくというこ とでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしということで。

それでは、執行部におかれましては、資料の用意をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時14分)

<u></u> ♦ —

(開議 午前9時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第5号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務課長)おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第5号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に統合されることになりました。そのため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることになりましたことから、条例で引用している文言の改正を行うものでございます。

具体的には、個人情報保護条例第2条第3項及び第4項の用語の定義で引用しております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を個人情報の保護に関する法律に改め、同条第10項で引用しております独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を個人情報の保護に関する法律を個人情報の保護に関する法律に改めるものでございます。

議案第5号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいた します。以上です。 (委員長)以上で説明が終わりました。

一般の議案の質疑につきましては、1人10分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(田中) 今一応ご説明をいただきました。それで、新旧対照表も見させていただいたのですが、内容的に……

(委員長) マイクを口のほうに向けてもらえますか。

(田中)説明を聞いたところ、文言が変わっただけで、内容的には変化がないように感じたのですけれども、何か特徴というか、大きく変わった点について、あれば教えていただきたいと思います。

(総務課長)条例の第2条第3項及び第4項で引用している個人識別符号及び要配慮個人情報につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律、それぞれに規定されておりますが、全ての法律におきまして規定内容は同様であることから、引用する法律名等の変更のみの改正でございます。また、同条10項で規定している独立行政法人につきましても規定内容は同様であることから、引用する法令名等の変更のみの改正でございます。

以上でございます。

(田中) 法律名、法令名が変わったというだけで、内容的には何の変化 もないということで理解してよろしいのでしょうか。

(総務課長)はい、特に変更はございません。

以上でございます。

(竹田) 今のご答弁を聞いていると、言葉の整理で、運用には何ら影響ないということでありますけれども、私どもの国会での議論の中で明らかになってきたことは、いわゆるこの法律そのものを変えて、今度は全体の所管を個人情報保護委員会に一元化していくということですから、各自治体の持っているその個人情報や、それから独立行政法人などが持っている情報も国に一元化していくということでは運用面で大きく変わるというふうに理解していますが、この理解でよいのかどうか。

それと併せて、国がそういう点で一元管理していくわけですから、その管理の在り方についても国が地方自治体に、ちょっと表現悪いかもしれませんけれども、口出しできるということも運用上では出てくるのではないかと考えますが、その点ではこうした理解でよいのかどうか確認します。

(総務課長)個人情報の保護に関する法律の改正が今回あったわけですけれども、今回の法改正によりまして、議員さんのおっしゃるとおり、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、従来は個別の条例で規定されていたものですが、統合後の法に基づく全国共通ルールとして国の行政機関及び独立行政法人等に対して新たに適用するものと同様の規律が適用されます。地方公共団体に対する規律も解釈、運用、監視、監督を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが整備を今回されております。実施時期につきましては、令和5年春から個人情報の保護に関する法律のほうは適用を受けることになりまして、鴻巣市個人情報保護条例は大幅な改正の見込みがございます。改正条例案につきましては、今年の9月ないし10月には提出したいと一応考えております。

あと、保護委員会なのですけれども、監督とかそういった機能という話だったのですけれども、同時に助言とかもしてくれるような形になりますので、解釈、運用を全国統一の下で個人情報保護制度が来年春から動き出すというような形になります。

以上でございます。

(竹田)表現は今総務課長が助言というふうに表現しましたけれども、その助言の中身も、ですから国がきちっと助言できるということは規制もできるしという、その個人情報保護をどう取り扱うかというところでの、国が一括管理、一元化していくわけですから、それに基づく助言ということは、逆に言えば様々な影響が出るというふうに考えます。その点では、個人情報保護条例による市民への影響、例えば個人情報というのは基本的に何を主にしているのか。例えば自分が市の職員の試験を受けたけれども、結果どうだったかなというのも個人情報の一部になるわけですが、全体として国保の情報とか、納税の情報とか、そういうもの

も個人情報に入るのかどうか確認します。

(総務課長)職員の情報とか、国保の情報とかも当然個人に関係する情報にはなります。

以上でございます。

(竹田)ということは、あらゆる情報が、これまでは一元化されていませんでしたから、それぞれの各自治体が持っているもの、しかしこれからはデジタル社会の形成を図るための関係法律ですから、あらゆる部分で、いわゆるDXの影響も受けて管理がされていくという点では、都道府県政令都市に匿名加工情報制度、オープンデータ化を求めているが、それとの関係では本市には影響があるのかどうか確認します。

(総務課長)匿名加工情報につきましては、一応法律上は当分の間、都道府県や政令市だったと思うのですけれども、そこに適用されると。通常の地方公共団体につきましては、まだ未定とはなっています。ただ、匿名加工情報につきましては、一応解釈としては個人が特定できないように加工したものとなっています。そこら辺の取扱いにつきましては、今年の4月に個人情報保護委員会が地方公共団体向けのガイドラインを示すこととなっておりますので、そちらを見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) ということは、国が個人情報保護委員会を設置していくわけですけれども、では地方公共団体を設置している個人情報保護審査会はどのような運用が今後されていくのか伺います。

(総務課長)個人情報保護審査会につきましては、例えば開示請求とかの決定で不服があった場合とか、そういったものを審査する機関になるのですけれども、そちらのほうは恐らくほとんどの自治体がそのまま存続する方向でなるかと考えております。

以上です。

(竹田) 今回の個人情報の範囲の中で、例えば公的部門における個人情報の範囲が民間部門に合わせられるという中身も法律の中ではなってきています。 そういう点での範囲がどうなのかということでお聞きをして

おきます。

(総務課長)今まで個人情報に関しましては、個人情報保護法のほうでは、情報に含まれる規律等に特定の個人を識別できるものと、あと他の情報と容易な照合による特定の個人を識別できるものがございます。行政機関につきましては、従来はそれに加えまして他の情報と容易でない照合により特定の個人を識別できるものも含まれておりましたが、今回の保護法の改正によりまして、容易でない照合による特定の個人を識別できるものがあるものがなくなっております。ここら辺の具体例につきましては、恐らく4月以降ガイドラインが出るかと思いますので、個々に判断をしていくことになるかと思うのですけれども、不明な点等がありましたら保護委員会等に問合せとかをして、考え方をちょっと教えていただきたいなと考えております。

以上です。

(竹田) 今のご答弁だと、いわゆる個人情報という情報の範囲が民間の 部門に合わせられるということは、守らなければいけない個人情報の範 囲が狭められるという受け止めでよいのかどうか確認します。

(総務課長)考え方が幾つかあるのですけれども、容易照合性とか、そういったものについては、実質的に従来と、照合性があるかどうかの違いについては特段あまり違いはないのではないかというような考え方もありますので、そこは立法上の問題の解釈の部分で、あたかも個人情報の定義がちょっと緩まってしまうのではないかというイメージは出てくるかなとは思うのですけれども、そこはまたちょっと整理したいと考えています。

(竹田)運用は来年、5年の8月からということであります。とりわけ個人情報というのはプライベートのいろいろなものが、例えば国保の情報とか、いわゆるマイナンバーカードにいろいろなものがひもづけされていくという過程の中での今回の個人情報保護条例の一部改正なのですけれども、そういう点ではあなたの個人情報に関するものについてこうなりますよという周知ですか、それはどのように考えておられるのか、最後お聞きしておきます。

(総務課長)まず最初に、先ほど保護法の関係で来年の8月とかと、来年の春……

(何事か声あり)

(総務課長)はい。保護委員会のほうに確認しましたら、予定としては来年の4月1日を考えていますというような話でございました。今回の条例改正については、特に周知等は考えてはいないのですけれども、来年の4月1日に向けましては、内容を精査しまして、制度が変わりますので、そこら辺は十分に周知してまいりたいと考えております。 以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田)全面的には本会議場で行いますが、今回の審査を行う中では、 上位法が形成され、それに伴う本市の条例改正ですが、法制度の統合、 一元化、個人情報に関してもそれが国が管理できるような仕組みになっ て、また運用についても助言ということで表現されましたが、しかし運 用については国が口出しできる仕組みの内容であり、これらに伴う運用 の問題点も指摘し、反対といたします。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第5号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び 鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長)続きまして、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第6号 鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この一部改正条例の趣旨としましては、令和3年の人事院勧告において、特別給関係として令和2年8月から令和3年7月までの直近1年間の民間の支給割合が国家公務員の支給月数4.45月分を0.13月分下回ったことから、民間の支給割合との均衡を図るため、これまでの支給月数4.45月を4.30月に引き下げ、支給月数の引下げ分は民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする内容が示されました。国では、この勧告を受けて一般職の国家公務員の期末手当の複の改定を行う必要があると判断し、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げること、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額についてものます。こうしたことから、本市の一般職職員においても、国を参考としており、本市の一般職員においても、国を参考としており、本市の一般職員においても、国を参考としており、本市の一般職員においても、国を参考としており、本市の一般職員における減額調整措置を行うこととしており、特別職についても一般職と同様に期末手当の改定及び令和4年6月期末手当における減額調整措置を行うものです。

次に、改正文の内容ですが、第1条は鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第7条2項の改正は市長及び副市長の期末手当の支給月数を0.075月分、年間で0.15月分引き下げるものです。第2条は、鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第6条の2第2項の改正は教育長の期末手当の支給月数を0.075月分、年間で0.15月分引き下げるものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、令和4年4月1日から施行

するものとし、附則の第2項では令和4年6月に支給する期末手当の額は改正後の各条例の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に調整割合である222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とすることを規定するものです。

議案第6号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) ただいまご説明をいただきましたが、この私がもらっている資料では、新旧対照表では、去年の12月と今年度の6月に一応調整するので、その調整の比率が一応222.5分の1から100分の215を乗ずるとその金額の減額の調整ができるというふうに一応解釈したのですが、その点と、その特別職、市長、副市長、教育長、我々は入らないかということを、以上、質問いたします。

(職員課長)調整額の比率につきましては、この計算によりまして昨年 12月分の期末手当に相当する額の減額ができるものでございます。 それと、議員さんにつきましては入っておりません。

(田中)では、確認なのですけれども、調整額というのは全部横並びで 同じということで解釈してよろしいのですか。

(職員課長)減額の調整の比率につきましては、他の自治体でも同様な調整の率でございます。

(竹田)では、議案第6号についてお尋ねをいたします。

調定額は同じだということですけれども、国家公務員の期末手当のそれに基づいた準用だということですが、北本市とか桶川は昨年の12月議会で条例改正を行っているのです。それで、だけど鴻巣市はやりませんということで進めていたにもかかわらず今回出てきたということでは、前回、12月になぜこれを出さなかったのか。準用といいますけれども、地方自治権となるわけです。国家公務員と地方公務員は違うわけですから、そういう点での地方自治法に基づく権限を使った対応というのはどうだったのか。やらなかった理由も含めてお答えください。

(職員課長)特別職、一般職も同じなのですけれども、12月に改正を行わなかった理由でございますが、国からの通知におきまして、各地方公共団体におきましては、給与改定を行うに当たりましては人事院勧告の動きと、あと国のほうの改正を見るわけですけれども、令和3年8月10日に期末手当の改定に関する人事院勧告どおり期末手当の支給月数を国では引き下げるものとして、その引き下げる額については令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこと、地方公務員の給与改定については地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するというふうな内容がございました。こうした要請も踏まえまして、本市におきましては、令和3年12月の期末手当の引下げを行わず、令和4年6月の期末手当で調整をすることとしたものでございます。

(竹田) 地公法に基づく適切な運用をしてくださいということも述べながら、国はこれに従ってねみたいな内容で、矛盾した内容が通知として出されているわけです。でも、一番は地方公務員法のほうが優先されるのですよ、法律でいうとね。憲法では、地方自治というのをきちんと書かれていますから、いわゆる上位法やその運用との順番で言えば、幾ら国からの通知があろうと地公法を適切に運用してくださいという点で、私は運用の仕方に問題があるのではないかと考えますが、その点では上位法との関係ではどう受け止めておられますか。

(職員課長)地方自治の原則という部分はございます。ただ、給与の改定につきましては、これまでも人事院勧告に基づいた国の給与法の改正、この様子を見まして本市では対応しているところでございます。こうしたことから、国の対応を見て本市のほうも対応を行ってきているというところでございます。

(竹田)これは見解が違うので、幾ら議論しても進みませんけれども、でも昨年度の分を今年度にやるということは、調整という形で決まってて、6月分で12月分も含めた調整を行うわけですけれども、ではそういう点からいうと不利益が、本来不遡及という原則からいったら不利益を

遡及する運用になるというふうに考えますが、その点での考え方についてお答えください。

(職員課長)令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う方法は国のほうも行う方法でありまして、期末手当の減額措置を遡及、遡って適用するものではなくて、これから払う期末手当について減額調整を行うということであり、こうした考え方、やり方というのは不利益を遡及する分ではないというふうなことで考えておりますので、前年度に調整できなかった部分について調整を行うこと、こういったことは行政適用の原則にも照らして合理性があるというふうに考えております。

(竹田) ちょっとすみません、資料請求したのですが、聞いてしまいます。単純なので聞いておきます。市長、副市長、教育長、この部分についてはそれぞれ金額が決まっていますので、それぞれ今回の条例改正で 幾ら影響を受けるのかだけ、それぞれお答えください。

(職員課長)市長、副市長、教育長のそれぞれの影響額でございますけれども、市長が33万7,320円、副市長が28万4,760円、教育長が26万1,000円でございます。

それから、常勤職員の部分でございます。常勤職員の分、約7,502万円、 それから再任用と任期付職員分……

(委員長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 国家公務員の期末手当の調整に伴って地方公務員も同じように やりなさいということを受けての今回の鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、そもそも地方自治というのは独立した 機関であります。国の運用とかいろいろな、様々なところで指示がありますが、本来の地方自治の役割を果たすべく給与にすべきと考え、反対といたします。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第6号 鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び鴻巣市 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に ついて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長)続きまして、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第7号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この一部改正条例の趣旨としましては、議案第6号の一部改正条例と同様でございますが、国では人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げることとしており、本市においても国を参考として職員の期末手当の支給月数の引下げを行うほか、令和3年度の引下げに相当する額については令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものです。

次に、改正文の内容ですが、15条第2項の改正は一般職常勤職員の期末 手当の支給月数を0.075月分、年間で0.15月分引き下げるものであり、第 3項の改正は第15条第2項の引用部分が改正されることに伴う改正及び 再任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分、年間で0.1月分引き下げる ものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものとし、附則の第2項では令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例等の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に令和3年12月1日現在の職員区分に応じた調整割合を乗じて得た額を引いた額とすることを規定するものです。また、調整額の算出に係る割合については、国と同様に、再任用職員以外については127.5分の15、再任用職員については72.5分の10とするものです。

議案第7号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 一応通告してありますので。先ほど6号とちょっとかぶるのですけれども、7号も他の市町村との整合性というか、同じ横並びなのかなという質問です。まずそれです。では、お願いします。

(職員課長)他市の状況ということでございますけれども、近隣の状況、8市の状況としましては、臨時会を含めまして12月議会に提出をした団体が5市、3月議会に提出する予定とした市が3市となっております。以上です。

(田中) それで、次の質問なのですけれども、通告とはちょっと違うのですけれども、入った職員によって期末手当の度合いが違うというか、 比率が違う職員がいると思うのですけれども、その人たちは当然比率が、 また調整額が別途あるのでしょうか。例えば入ったばかりの人とかのこ となのですけれども。

あと、さっき違う話では再任用職員とかのお話していたと思うのですけれども、あと会計年度職員とかの関係はどうなのでしょうか。ちょっと 細かいので申し訳ないのですけれども、分かる範囲でお願いします。

(職員課長)調整額の割合につきましては、正職員と、あと会計年度任 用職員、これが調整の割合の比率は同じでございます。再任用と任期つ きは、また決まった割合でございます。

それと、今回の調整額の対象とならない部分についてなのですが、これは去年の12月の期末手当が支給されている職員で、また今年の6月に任用されている者というものが調整の対象となっておりますので、例えばですけれども、来年度、令和4年度に新しく採用される職員につきましては12月の期末手当が当然支給されておりませんので、そういった職員については減額調整の対象からは除かれるということでございます。

(竹田)では、一番は公務員というのはストライキ権がありません。ですので、人勧があったりとか、地方公務員の人もそれに準用するみたいな形で今給与改定などは行われていますが、一番は市職員組合との話合いの経緯どのようになっているか、まず伺います。

(職員課長)職員組合との話合いの状況ということでございますけれども、今回の期末手当の引下げにつきましては、昨年8月10日に人事院勧告が出された後、まず令和3年末までに事務折衝を3回、団体交渉を1回行い、その後、年を明けまして、国の取扱いを踏まえまして今年に事務折衝2回、団体交渉2回を実施したところでございます。

(竹田) 一番は、先ほど申し上げたとおり、ストライキ権ありません。ですが、やはり働く職員の皆さんの労働環境を守るという点では大事ですので、この間は、最近はちょっとそこが守られていない傾向ありますけれども、職員組合との合意が得られたということでよいのかどうか。今回の議案上程に至るということはそういうことなのかどうか伺います。

(職員課長)事務折衝、団体交渉を行ってまいりましたが、今回は妥結 に至らなかったということでございます。

(竹田) 妥結に至らなかったと。でも、いわゆる不利益、12月分を支給した分を6月で調整して、余分に払ってしまったから返してねという中身になるわけですから、そういう点からいうともう使ってしまった人もいるかもしれない。そう考えると、本当に妥結にならないというのは、人間として、心情として分かるのですけれども、なぜこの時期に出したのか。例えば12月に臨時議会を開いてやった自治体もある、3月に出し

た自治体もある、6月は6月に支給されるわけです。そういう点からいうと、例えば臨時議会を開いて、3月ではなくて6月の近くにやるとか、そういう合意も得られないうちに出すということそのものはどうなのかどうか。私はちょっと問題があるのかなというふうに考えますが、その点では、出したということはそういうことだと思うのですけれども、市職員組合との合意の方向というのは得られるのかどうか、当局としてどう考えているのか伺います。

(職員課長)なぜこの時期にという部分でございますけれども、先ほどの答弁と重複をいたしますけれども、本市におきましては人事院勧告だけで期末手当の改定を行うということは行っておらず、国の動向ということで、他団体はなぜ12月に出したかというところでございますが、他団体は人事院勧告に準じてというなところでの理由を聞いております。本市は国の取扱いを参考としてというところがありますので、ますけれども、今回妥結に至らない部分でございますけれども、やはり会計年度任用職員との関係もありまして、それぞれ意見の隔たりがなかかはまらなかったというところでございます。ただ、今後も引き続きかか生まらなかったというところでございます。ただ、今後も引き続きかから治りになっております。また、今後もそういったことから給与の改定こといけ、動務条件の変更等については協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

(竹田) 基本として、協議を重ねていきたいということは分かりましたけれども、もう議会で決まってしまえば幾ら協議重ねたって現実は戻らないのですよ。だから、そういう気持ちがおありだったら、例えば一定程度妥結する一致点を見たときに出すというのが、協議を重ねていきたいと言いながら現実ではもう議会の中に上程して、今の力関係で言えば可決する可能性が強いわけです。そういうところで、職員の労働環境を守るという点で執行部としてどうなのですか。姿勢が私は問われるというふうに思いますが、どうでしょうか。

(職員課長)今回の期末手当の引下げについては合意には至らなかったというところでございますが、また今後、今年も人事院勧告が恐らく出されてくるかと思います。また、それ以外にも職員の勤務条件の変更というのは生じる部分があると思いますので、そういった部分については今後協議を重ねていきたいというふうなところでございまして、今回の部分について、確かに合意に至らなかった部分はございますけれども、その部分についても協議を重ねてまいった結果ということで執行部のほうとしても受け止めているところでございます。

(竹田)協議を重ねてきた結果、合意は至らなかったけれども、条例で 出してしまったということが市の姿勢だというふうに私は受け止めま

す。

以上です。

ですから、話し合ったけれども、基本的には執行部というのは執行権を持っているのです。そこの重みというのは、私は非常に大きいかなというふうに思います。そういう点では、職員の皆さんが本当に労働条件をよくしていくというのが職員課の果たす役割だというふうに私は考えていますが、その点で先ほどの答弁とやっていることが矛盾しているというふうな認識というのはおありなのでしょうか、確認します。

(職員課長)給与の改定の部分でございますけれども、結果として合意に至らなくて条例を提出しているという部分もあります。もう一方で、均衡の原則というところで給与の改定、他団体もやっている状況でございまして、国のほうの状況も見ているところでございます。そういったところも考慮しまして条例のほうは提出をさせていただいて、ご審議いただきたいというところでございます。

(竹田) 今回3月ですけれども、6月1日現在、いわゆる所属している人が対象になるわけです。この間も、例えばいつも12月の1日前にいろいろ条例改正を行って12月の期末手当に反映するということもありますので、そういう点からいうとやはり私は職員組合とある程度の合意を前提にという点で、今後の運用についてはどうお考えなのかどうか確認します。

(職員課長)職員組合との給与改定等に当たりまして、職員組合との合意というところにつきましては、最大限考慮しまして、合意を得て提示するように努めてまいりたいと考えております。

(竹田) 号給が上がっていったりとかする、いわゆる昇給部分と、それから今回の条例改正による影響額、先ほどお話ししようとした数字をお答えください。

(職員課長) それでは、今回の期末手当の引下げ部分の常勤職員、あるいは非常勤職員の部分でございますけれども、常勤職員部分が約7,502万円でございます。再任用、任期付職員分としまして約258万円、会計年度任用職員が約630万円という数字でございます。

以上です。

(竹田) 常勤職員は何人ですか。常勤職員、それから再任用職員、会計 年度職員が何人かだけお答えください。

(職員課長)まず、調整額の対象となる職員でございますけれども、常勤職員については670人、再任用職員と任期付職員で42人、それから会計年度任用職員が115人 (P21「155人」に発言訂正)でございます。

(竹田) ということは、出された数字を分母と分子で割ると平均が出る というふうにちょっと受け止めておきますが、それでよいのかどうか確 認します。

(委員長) それは、取りあえずそのとおりですよね。質問。答えられま す。いいですか。

(竹田)この間ニュースで報道されていましたが、35歳からいわゆる50代の働き盛りの人の給与がこの10年間で100万円下がったという非常にショッキングな、現実自分たちが一番よく知っていると思いますが、出されていました。先ほどの一番の提案理由は、民間の給与が下がっているから、それに合わせて公務員も下げるのだということで期末手当の調整が行われていますけれども、そういう点からいうと民間も下がって公務員も下がったら一層下がると、負のスパイラルになっていくというふうに思いますが、民間への影響について鴻巣は、特に鴻巣市内でも大きいほうの事業体というか、企業になると思うのですが、その影響額につい

て伺っておきます。

(委員長) 答弁できますか。

(職員課長)まず、先ほど調整額の人数でございますけれども、会計年度任用職員115とお伝えしましたが、訂正をさせていただきます。155でございます。失礼いたしました。

それから、民間への影響についてでございますけれども、本市の職員の 期末手当の引下げの影響が例えば市内の民間企業等にどのように影響するかにつきましては、申し訳ありません。把握をしていないところでご ざいます。

(委員長) 竹田委員、最後にお願いします。

(竹田) 先ほどの昨年度支払った期末手当分を今年度に調整するということは、まさに払ったものを返してねという不利益の遡及になるのではないかと。先ほどならないというふうにおっしゃっていましたけれども、払ったものを再度また戻してねということはまさに不利益遡及になるというふうに思うのと、会計上は問題ないと言いますけれども、払ったものを再度また戻してもらうという点では、単年度決算主義という点での関係はどうなのか、この点での見解……

(委員長) 先ほどと同じ質問ではないのですか。答えられますか。

(職員課長)不利益、遡及の観点につきましては、先ほど同様に昨年度 支払ったものについてそれを差し引くという考え方ではなくて、令和3 年12月の引下げ相当額について6月以降、将来に向かってその調整を行 うというふうな手法でございまして、それにつきましては不利益の遡及 ではないというふうな解釈でございます。

それと、単年度の会計の主義につきましては、今回は令和3年度の期末 手当の相当額という部分でございますけれども、令和3年度の予算では なくて4年度の予算において12月の期末手当に相当する額を減額調整す るということで、国と同様な方法であることから、そこは支障がないも のと考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 働く職員の皆さんの労働環境をよくするというのが職員課の大事な役割だというふうに思います。そういう点からいうと、この間話し合ったけれども妥結に至っていない、にもかかわらず今回の条例改正はやはり職員の労働環境をよくしていくという点では逆境の内容になると考えますので、反対といたします。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第7号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分)

 \Diamond

(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案 第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ご説明いたします。 初めに、改正の趣旨ですが、非常勤職員の育児休業について、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入以降、地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、子が1歳に達するまで取得することができる運用としておりましたが、当該育児休業を最大2歳まで取得することが可能となるよう規定の整備を行うほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の改正が令和4年4月1日から施行されることに伴い、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合における措置や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について新たに規定するものです。

次に、改正文の内容ですが、まず職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員の育児休業等に関し必要な事項を定めては育児休業をして、本条において育児休業をすることができないとされているため、本条において育児休業をすることにおいて第3号では介護休暇や部分休業を取得できる非常勤職員を別記した非常勤職員は育児休業を取得できる非常勤職員としております。育児休業をすることができる非常勤職でもないといる。育児休業をすることがある日数以上の職員されないことが明らかでなく、勤務日が規則であるため、発見では、1歳から1歳6か月到達日までに提期であるため、非常動職はまないことが明らかでは、方とする場合であって、非常動職員はにおいて育児休業をしている場合等の職員などを規定するものです。

次に、第2条の3は、育児休業法において非常勤職員の育児休業期間については当該子の養育の事情に応じ、出生の日以後1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日までと規定されていることから、当該育児休業を取得できる期間について規定するもので、内容としましては1歳到達日まで取得できる場合、1歳2か月まで取得できる場合、1歳6か月まで取得できる場合をそれぞれ規定するものです。次に、第2条の4は、育児休業法において非常勤職員の育児休業につい

ては1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日まで取得することができる旨が規定をされておりますが、特に必要と認められる場合として条例で定める場合は2歳に達する日まで育児休業をすることができるため、当該特に必要と認められる場合を規定するものです。内容としては、非常勤職員または配偶者が子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合などを規定するものです。

第3条は、育児休業法では、非常勤職員は1歳から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日、特に必要な場合は2歳に達する日まで1回の育児休業をすることができますが、条例で定める特別の事情がある場合はこの限りでないとしていることから、当該特別な事情を規定するものです。内容としましては、非常勤職員の育児休業期間は原則として子の1歳到達日までであるため、1歳から1歳6か月に到達する日まで、また2歳に達する日まで育児休業する場合や、任期満了後に引き続き再度任用される場合で引き続き育児休業する場合が該当することを規定するものです。

第21条は、育児休業法では、部分休業ができない職員について条例で定めることとしており、当該部分休業できない職員を規定しているものですが、内容としては、第1号は規定の整理を行い、各号列記方式とすること、第2号は部分休業することができない非常勤職員を規定するものです。

第22条は、第1項では部分休業の取得に係る非常勤職員の正規の勤務時間の捉え方について規定するもので、第3項では非常勤職員の部分休業は当該非常勤職員に1日につき定められた勤務時間から5時間45分を引いた時間を超えない範囲とすることを規定するものです。

第25条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等として、職員や当該職員の配偶者が妊娠、出産等についての申出があった場合、育児休業に関する制度の周知等について規定するほか、当該申出を理由とした不利益な取扱いを受けることがないよう規定するものです。

第26条は、育児休業の承認請求が円滑に行われるよう必要な措置を規定

するものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、非常勤職員の育児休業に係る規定等については公布の日からとし、第25条及び第26条の規定は同様な改正を行う人事院規則の一部改正規則の施行日が令和4年4月1日であることから、本市においても令和4年4月1日から施行とするものです。

議案第8号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 一応ご説明を受けましたが、なかなか理解できない部分がありまして、まず非常勤職員と言っているのが会計年度職員も含むのか、再任用職員も含むのか、本当に臨時職員なのか、その辺ちょっとご確認したいのですが。

(職員課長)非常勤職員につきましては、会計年度任用職員、それから 再任用職員、任期付職員でございます。

(田中) あと、1歳までというのと、1歳2か月というのも途中でちょっと説明があったと思うのですけれども、それと1歳6か月、最大2歳というまで説明があったのですが、その対象となるのがどのような職員かというのがちょっと分かりづらいのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

(職員課長) 育児休業に関する条例のつくりがちょっと複雑になっておるところなのですけれども、原則として1歳までなのですが、1歳2か月まで取れる場合はこうです、あるいは1歳6か月取れる場合はこうです、さらに2歳まで取れる場合はこういう場合ですということでの規定をそれぞれ条例で設ける必要があるということで、採用ですとか、任期ですとか、そういった部分で分かれているものではないということでございます。

(田中) 今説明受けたのですけれども、なかなか理解し難いのですが、 一応令和4年4月1日からは職員、任期付職員、再任用職員についての 育児休業の説明が、取れるというような説明があったと思うのですが、 そのほかに正規職員については当然というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(職員課長)正規職員につきましては、全て対象となっております。

(田中) 一応今もう男女平等の世界なので、男性も取れる、女性も取れるということはあると思うのですが、育児休業に関してはその一つ上の 段階の孫に対してとかというのは無理なのでしょうか。

(職員課長) 当該職員が養育する子というところでございます。

(田中)ということは、もう大分対象が広くなってきたというふうに理解するのですが、現実に令和2年からそういう、今度は令和4年の4月1日から改正になるということだけれども、育児休業法が令和2年から実施されていたような話だったと思うのですが、現実に現在までに取得した人というのはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

(職員課長)非常勤職員の育児休業につきましては、今回の改正がなくても原則1年までは取れるところでございます。この条例が施行される、現在は施行されていないわけですけれども、非常勤職員の育児休業の取得状況としましては、現在1人の方が取得をしているということでございます。

(田中)嫌な質問をちょっとさせてもらいたいのですけれども、育児休業を取りそうな人というのは、例えばですけれども、再任用ってちょっとまずないと思うのですけれども、会計年度職員とかでは、あと任期付職員とかでは採用しないかなというふうに、分かっていればね、懐妊なりが何となくおおよそ雰囲気で分かっているとか、職員課のほうが情報入っていれば契約をしないのではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかが取り計らうのでしょうか。

(職員課長)職員の任用につきましては、事前に妊娠の有無ですとか、 そういったことを確認しておりませんので、任用後妊娠等分かったとき には、非常勤職員につきましてはその後、産前産後休暇を経て育児休業 に移るということであれば、その旨職員課のほうに情報が参りますので、 そこで情報提供、制度等についてのお話をして対応してまいるところで ございます。

(田中)要するに自己申告制というふうに捉えればよろしいわけですね。 分かりました。

(金子)では、ちょっと何点か質問いたします。

第25条第2項ですけれども、不利益な取扱いを受けることのないように ということで、これは具体的にはどのようなことなのか、検討している 内容をちょっとお伺いいたします。

(職員課長)ここで規定する部分の不利益な取扱い、想定する不利益な 部分としましては、例えば人事評価の際に育児休業を取得したことによ って人事考課、評価を下げるということですとか、あるいは非常勤職員 であれば育児休業を認めないですとか、任期の更新をしないですとか、 そういった部分が不利益な取扱いになってまいりますので、そういった ことを受けることがないようにするというところでございます。

(金子) 分かりました。

また第25条のところですけれども、任命権者については育児休業の承認の請求を求める、第25条第1項のところですけれども、面接その他の措置を講じなければならないということでありますけれども、これは形式と言ってはなんですけれども、やはり面接を受けて、それで手続をしてくださいということで、状況説明とかいろいろ内容的なものを説明すると、そのための面接、面談ということでよろしいわけですか。

(職員課長) 意向を確認するための面談その他の措置ということでございますけれども、実際には育児休業の取得を希望する職員というのは事前に、妊娠した時点ぐらいから職員課のほうに連絡が来ます。その中で、各種手続ですとか、届出の一覧ですとか、そういったものをお渡ししておりますので、それをどういった方向でやるのか、面談でやるのか、メールでやるのかというふうなところでございまして、ここは既に対応しているところでございます。

(金子) それでは次ですけれども、第26条のところですけれども、ここに書いてある(1) から(3) ということでございますけれども、確かにこういうことは必要かなと思いますけれども、これに対してちょっと

詳しい内容、職員に対する育児休業に係る研修の実施ということで、実際これ今やっている、これからですよね。令和4年の4月1日からということですけれども、これについてはもう段取り等が、準備とかもうされているかなと思うのですけれども、どういう研修をしてこういうことを進められるのかお伺いいたします。

(職員課長)職員に対する育児休業に係る研修の内容でございます。職員課のほうで考えている研修としましては、やはり所属長の理解という部分が非常に重要になってくるところかなというふうに考えております。そういったことから、課長級職員を対象とした人事評価研修であったりハラスメント研修において、いわゆるマタニティーハラスメントをしないようにですとか、人事評価であれば育児休業を取得したことによってその評価を下げることがないようにですとか、そういったことを周知徹底してまいりたいと考えております。

(金子) それでは、続けて(2) のところです。

研修は分かったのですけれども。また、育児休業に関する相談体制の整備と。これは相談体制ということで、やっぱり新たに体制をつくるということでよろしいわけですよね。研修とは別にということで。そういうふうな体制をつくるということでよろしいのかお伺いします。

(職員課長) (2) の相談体制の整備のところにつきましては、ここは しっかりと相談できる体制というところで考えておりますので、現在も 職員課のほうで随時育児休業に関する問合せ、必要な手続等について照 会をしておりますので、ここについては新たに何か体制の整備をすると いうところではございません。

(金子)次ですけれども、(3)のところです。

その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置ということで、ここのところも何か分からないような。やはり今の環境と別に新たに何かこの条例を改正するに当たって、施行するに当たって新たに環境整備というのがあるのかどうなのか、それとも今の勤務環境の整備、今のものを持続するのかどうか。この内容についてもちょっと説明をお願いいたします。

(職員課長)環境整備につきましては、今現在やっているものとこれから実施をするものというところがございますけれども、今やっているものとしましては、それぞれの相談体制の部分に加えて、あと取得しやすい環境としましては、育児休業は長期になってまいりますので、なかなか職場の情報が入りにくくなってまいります。そういったところで、職員が利用するグループウエアシステムがありますので、そのグループウエアシステムにそれぞれの個人のスマートフォンですとかタブレットですとか、パソコンですとかから外部接続をして職場の情報とかを仕入れやすくするという部分、あるいは育児休業については女性職員だけでなく男性職員も育児休業を取得するきっかけとなるよう、その取得の事例を収集して提供したりすることなどを考えております。

あと、既に実施している部分につきましては、育児休業をする職員が発生しますと、その代替として会計年度任用職員ということでの配置をして、職員がきちんと育児休業をして、職場のことは忘れてというか、きちんとそこは離れて、心配しないでできるよう体制の整備を行っているところでございます。

以上です。

(金子)最後なのですけれども、言ってみれば育児休業をされていた方が例えば職場復帰ということで考えると、この職員というのは今までいた部署にということで戻られるのか、それともやはり総合的に考えて、総合的というか、いろいろ考えて、あまりその人が、それこそ復帰されてノイローゼとかになっては困りますから、そういう面を考えると同じ場所に戻れるのか、それともそれの適したものをちゃんと総合的に考えて、異動になりますかね、というような形でするのか、それの方向性ということで考えるとどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

(職員課長) 育児休業を取得した職員の復帰先につきましては、育児休業をしている期間も当該職員というのはその所属に属したままでございますので、復帰をするときにも育児休業に入る前の所属にそのまま戻るということを原則としております。

以上です。

(竹田)他の委員が質問していましたので、通告した中身も含めてちょっと質問をしていきたいと思いますが、まず1点目、今回の条例改正による対象となる非常勤職員の内訳は分かりました。そうした中で、会計年度任用職員の中で男性の職員というのは何人おられるのでしょうか。 (職員課長)申し訳ありません。会計年度の男性職員の人数について今手元に資料がございませんので。

(竹田)というのは、職員でも、皆さんブルーのをやっていますけれども、ブルーの職員と緑色の職員と赤いこういう職員がいて、例えばマイナンバーカードのところには赤い名札を下げた男性の職員が私はいたというふうにちょっと認識しているものですから、そういう点からいうと、ああ、男性の会計年度職員がいるのだなというふうにちょっと思ったものですから、後で分かったら人数を教えていただきたいというふうに思います。

それとあと、非常勤職員というのは有期雇用ですよね、基本的には。毎 年毎年更新するという点から考えると、先ほど自分が妊娠していて会計 年度任用職員に採用されるかどうかというのは非常に、女性が妊娠、出 産していくという、非常にジェンダーフリーの問題も含めれば大事な今 問題だというふうに思うので、そういう点からいうと、妊娠しましたと いうことをまず通告してから初めてこの条例の運用に始まるわけです が、私は会計年度職員になるに当たって育児休暇もありますと、いろい ろな条件がありますということをちゃんと事前にお知らせして、会計年 度だということは有期雇用で不安になって、妊娠の機会を逃す可能性も 私はあると思っているです。1年で辞めさせられてしまってというふう に思うので。やっぱり働く女性の環境を守るという点では、分かった時 点でいろいろお知らせするのではなくて、雇用の最初の段階からこうい う労働条件がありますと、こういう労働環境で働いていただきたいとい うことを事前によく話しておくことが、有期雇用ですけれども、安心し て働ける環境につながるというふうに考えますので、非常勤職員の雇用 のまず契約というか、その中で条件としてどうなのかということをちょ

っとお尋ねしておきたいと。

(職員課長)会計年度任用職員の任用に当たりましては、各所属で任用を行っておるところでございますけれども、任用するに当たりましては面接をしまして、勤務条件等についてお話をしているところです。今度、今回この条例が議決をいただきましたら、会計年度任用職員に対しても周知をするとともに、会計年度任用職員のマニュアルがあります。そういったところにも非常勤職員の育児休業等について、今まで1歳だったものが1歳2か月、1歳6か月、あるいは場合によっては2歳という形での取得も可能というその制度についての説明も入れて周知を図ってまいりたいと考えております。

(竹田) ということは、個々の会計年度任用職員についても雇用契約というのは毎年毎年結んで更新しているということの理解でよいのかどうか、雇用計画、契約書についてお答えください。

(職員課長)地方公務員になりますので雇用契約はないのですけれども、任用通知書ということで、毎年度これは再度の任用の場合でも新しい任用通知書により勤務条件等について通知、お知らせをしてまいります。 (竹田)働く環境がよくなるということはいいことだと思うのですけれども、では育児休業中の給料補償というのはどうなっていくのでしょうか。

(職員課長) 育児休業中の給料補償についてでございます。会計年度任用職員につきましては、雇用保険に加入している場合なのですけれども、育児休業給付金というものがございます。これの支給がされるものでございます。職員につきましては、共済組合の育児休業手当金が支給をされるものでございます。

以上です。

(竹田) それとあと、育児休業中に更新されないものとして、継続的な 勤務のために特に必要と認められない場合というのはどんな場合が考え られるのか伺います。

(職員課長)継続的な勤務のため特に必要と認められない場合というと ころでございますけれども、その継続的な勤務のため特に必要と認めら れる場合を、それを規則で定めるわけですけれども、その規則の内容としましては、例えば保育所等へ入所ができない場合、あるいは子を養育する予定であった配偶者が残念なことにお亡くなりになったりとか、病気等によって当該子を養育できなくなる事情が発生した場合など、そういったとき以外は駄目ですよというふうな形のものです。

(竹田)続いて、特定職という言葉が入っていますが、この特定職とは どういう内容なのでしょうか。

(職員課長)条例において任命権者を同じくする職というふうに規定しておりますが、分かりやすく言えば、同じ任命権者に任用される会計年度任用職員ということでございます。

(竹田)続いて、時間給も取れるという内容ですが、5時間45分を超えないということですから、逆に言えば短時間勤務の会計年度任用職員は育児休業の対象にならない場合があるのかなというふうに思うのですが、その短時間の会計年度任用職員はどのような取扱いになるのかお答えください。

(職員課長)規則で規定するその短時間の部分について、規定に合わない方につきましては取れないというところでございます。

(竹田)ということは、短時間勤務の会計年度任用職員は、鴻巣の場合、例えば一時金も20時間以上働かないと期末手当も出ないとかいうふうなこともあると、同じ条件の中だったら短時間よりも長時間に変えたいといった場合、それは今までは短時間であったけれども、来年度からというふうに変更可能なのかどうか確認をします。

(職員課長)勤務時間につきましては、当該会計年度任用職員の意向で時間を設定するものではなくて、任用する側として、この業務でこの時間こうしたことをやっていただきたいということでの任用になってまいります。それなので、例えばその職員の方が来年度違う職種での勤務での応募をして、そこで働きたいということであれば、当然その職種の変更は可能でございます。

(竹田)会計年度任用職員が育児休業を取っていただくという間の、また欠員が生じるわけですよね。ということは、会計年度任用職員の足り

ない分をまた会計年度任用職員で補っていくということの理解でよいのか、最後確認します。

(職員課長) 竹田委員おっしゃるとおりで、会計年度任用職員が育児休業をする場合の代替として考えられるのは会計年度任用職員となります。

(竹田)ということは、それに関して例えば会計年度任用職員が職場復帰をしたときに、そこに代わりに入っている会計年度職員は会計年度までは基本的に重なって働いていただくという配置の仕方でよいのかどうか確認します。

(職員課長)結論としましては、育児休業代替として入っていただく会計年度任用職員の任期につきましては、当該育児休業の期間を限度として任用するものでございます。

(芝嵜)では、1点だけ、通告もしているので行いたいと思います。 金子委員の質問の答弁の中で、グループウエアシステムと出てきたので すけれども、これは庁内連絡網のコンパスということでよろしいのです か。まず、その確認をお願いします。

(職員課長)はい。コンパス、そのとおりでございます。

(芝嵜)では、会派の事前の議案調査のときに、そのコンパスのシステムの構築をすると聞いております。まず、どのような内容でそれが、先ほどの答弁ではスマホやパソコンから自宅で見れるというふうになっていたのですけれども、この構築して、これは掲示板なのでしょうか、それともチャット形式で何かそういうふうにできるものなのか。それが自宅で見れることによって職員がどのようにプラスになるのか。お考えを聞かせていただきたいと思います。

(職員課長) コンパスは、職員が利用するグループウエアシステムでございまして、既にこの部分は構築をされて、運用がされているところでございます。このグループウエアシステムの機能としまして、スマートフォンですとかタブレット端末、ご自宅のパソコンからインターネット経由でコンパスにアクセスをしまして、職場の掲示板の閲覧あるいはメールの送受信などができることでございます。こうしたことから、育児

休業中でも、今までであれば職場の友人等を介して職場の情報を得るぐらいしか方法がなかったかなと思うのですが、育児休業中でもその掲示板を見ることによりまして、ああ、市ではこういうことが開催されているのか、こういうことについていろいろ調査がされているのかといったことがいつでも収集できるというふうなメリットがありますし、職場復帰に当たってもそういった情報を取得していくことによって職場の雰囲気が少し離れていても感じることができるというところがメリットかなと感じております。

(芝嵜)といいますと、育児休業中に限らず、このコロナ禍で自宅待機など、あと病気でお休みになったときなどもやはり併用して、そのような考えでいけるということの認識でよろしいでしょうか。

(職員課長)はい、そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時05分)

 \Diamond

(開議 午前11時10分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

補正予算の質疑につきましては、1人15分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(中野) 通告をしておりますので、それに沿ってやります。

今回の補正予算の7ページになります。第4表です。変更ですよね、これね。地方債補正の変更です。本庁舎の改修事業が補正前では1億8,720万、補正後が1億5,960万というふうに記載をされております。本庁舎の改修事業によって、このように金額的にかなりな金額になるわけですが、なぜこうなったのかについて1点伺っていきたいと思います。

(財務部参事兼財政課長)本庁舎改修事業の地方債についてご説明させていただきます。

こちらの事業債につきましては、本庁舎の空調工事などに係るもので地方債を計上させていただいております。先ほど歳出のほうで説明がありましたけれども、本庁舎維持管理事業の空調の減額補正が入りました。 そちらに伴いまして起債対象事業費も当然減額になりますので、その分地方債の減額をさせていただいております。

以上です。

(中野) 今説明があったことについては、私も理解しているつもりなのです。ただ、今言いましたように、事業全体を圧縮されたわけでしょう。したがって補正額を変更しているわけで。それは分かるのです。そうではなくて、事業を執行したときの減額というのは、空調関係でどのような形で事業費全体が減額になったのかということをお聞きしたいのです。

(資産管理課副参事)本庁舎の空調改修設備工事につきましては、工事

を2本に分けて発注をしております。まず、1本目が建築工事と機械設備工事を1本で発注しております。もう一本が空調改修設備に関する電気設備工事を1本、この2本の工事を発注しておりまして、それプラス工事監理業務委託を発注しております。こちらの工事と業務管理委託の入札差金による減額となっております。設計変更のほうは行っておりません。内訳としましては、工事費が2,908万円の減額でございます。委託料のほうが151万円の減額となっております。

以上です。

(中野)今の答弁聞いていますと、実際この空調関係について2本ということですが、設計そのものに大きな違いがあったのかどうか。結果的にその残額を引いたわけですけれども、設計そのものの段階でも問題なかったのかどうか、設計するものに対して、ということをお聞きします。(資産管理課副参事)まず、設計に問題がなかったのかということでございますが、予算額の算定方法といたしましては、工事費につきましては令和2年度発注の本庁舎空調設備改修実施設計業務委託において、令和2年10月に提示の直接工事概算額に基づきまして、国土交通省監修の公共建築工事積算基準によりまして設計のほうを進めております。ですので、設計の金額としては適切に設計をしているものと心得ております。以上でございます。

(田中)ページ18と22、ふるさと寄附金が減額になっているのですけれども、一応聞きたいことは令和3年度の返礼品についてどんなものを渡したのか、人気はどうであったのかというのをお聞きします。一応通告では4年度はどんなものか書いてあるのだけれども、これは予算のほうで聞こうかなと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、ふるさと納税、3年度の分についてまず実績のほう、2月末までのものになりますが、こちら4,503件、金額にしまして1億381万6,000円となっておりまして、前年同時期と比較しまして114%の増となっております。その中で、上位の返礼品を申し上げます。まず、件数ベースですと1位は花岡車両の台車です。こちらが720件。2位がもち麦関連、こちら563件。3位が花関連、446件。

4 位、コンタクトケア用品、こちら441件。 5 位が常光の梨で、364件となっております。

続きまして、金額ベースになりますが、こちらも1位は台車で、2,729万円。2位が人形関連、こちら1,653万円。3位がもち麦関連で、962万8,000円。4位が常光の梨で、527万3,000円。5位に低糖質のパン、こちらが516万円となっております。

(田中) 人形のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、金額では 一応 2 位のところで出てきたと思うのですけれども、この人形というの はどんな人形かというのもまず聞きたい部分と、どんな人がそれを希望 したのかということです。

(市長政策室参事兼総合政策課長)人形につきましては、ひな人形、それから五月人形等になっておりまして、件数にしては69件、1件当たりの金額が大きいので、今回金額で2位という状況になっております。どんな人かについては、ちょっと現在把握のほうをしておりません。申し訳ございません。

(田中) 人形のことなのですけれども、ひな人形とかと今ありましたので、人形のことで再質問したいのですけれども、パンフレットとかをあらかじめ流していたのか、それとも希望した人にそのパンフレットを渡したのかというところをちょっと聞きたいのですが。あと、どのような金額のものであったのかということです。お聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) パンフレット等は、特にどこかに人 形に特化して出しているということは行っていない状況でございます。

(田中)何もないのに人形をというのもちょっと不思議なのですけれども、当然もらうほうの人が対象の子が周りにいるとか、そういうことで多分希望したのではないかなと思うのですけれども、あとは難しいのは、ほかの食べ物の梨とかだったら食べてしまうから別にいいと思うのだけれども、人形とかだとやっぱりうちには合わないとか、そういうのがあって、極端な話返品とかというのも考える人がいるのではないかなと思います。一応鴻巣市は花と人形ということで言っておるので、今のひな人形ということを返礼品にしたのだと思うのですけれども、その辺のト

ラブル関係についてはどうだったのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)人形につきましては、非常に多くの品を出品しております。その中で選んでいただいておりますので、特に大きなトラブル等は情報として入っておりません。本年度よりその人形を選ぶ、品物を選ぶという以外に券、補助券という形も実施を始めております。金額で補助をしまして、好きなものをお店で選んでもらうという形もできるようにしましたので、より人形のほうが返礼品として選択しやすくなっているかと思います。

(田中) 先ほどちょっと質問して、パンフレットがないかとかと言ったのですけれども、要するに選ぶのがなくて勝手に送られてしまうのかなと思って質問したのですけれども、一応そういう選ぶ範囲が結構広いということはトラブルにはならないという回答であったので、よいかなと思うのですけれども。

次、予算で聞くのですけれども、一応本当によくて、また引き続きやればいいかなというのだけ最後にお聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長)よかったものというと、やっぱり台車のほうが、昨年と比較しましても1,000万円以上伸びておりますので、非常に人気の商品となっておりまして、こちらについては来年度もPRのほうは強化していきたいと思っております。

(坂本) 関連でちょっと聞きたいのだけれども、今の中で3位になっている花のほうが446件という形で、金額的には上のほうに乗ってこなかったと。ということは、花は安いということだよね。どういうものが出ているのだろう。取りあえずどういうものが出ているのか、分かる……

(委員長)マイク近づけてもらえますか。もう一度言ってください。申 し訳ありません。

(坂本) どういうものが返礼品で使われているのか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 花に関しましてはそんなに低くないというか、すみません。 5 位までしか先ほど申し上げなかったのですけれども、6 位で477万円となっておりまして、評判がいいと伺っているのは、定期便などが結構評判よく、季節に応じた花が送られるという形で

出ているというのは聞いております。

以上です。

(坂本) 定期便というのは、年に何回送られるのだろう。

(市長政策室参事兼総合政策課長) すみません。ちょっと回数はあれな のですけれども、季節に応じてということでお送りさせていただいてお ります。

(坂本) これは市役所のほうへ納税されて、ではその納税してくれた方がどこだと分かるから、その人の希望で、ではこうですよと。農家のほうへ発注されるよね。農家から直接送るのだと思うのだ。どこか仲介しているの。

(市長政策室参事兼総合政策課長)まず、こちら業務委託で行っておりまして、事業者のほうはパンジーハウスのほうになっております。

(坂本)全てパンジーハウスを通してやっているということなのですね。 (市長政策室参事兼総合政策課長)全てかどうか、ちょっと確認させて いただきます。

(坂本) 私も花の生産者の一員なので、そういうふるさと納税に返礼品として使われるようなものがあったら自ら申し出てくださいと、それを対象になっていきますよということで、そういう知らせはもらっているのですけれども、それに登録されている農家というのはどのぐらいいるのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)申し訳ありません。件数についても ちょっと確認をさせていただきます。

(坂本)以前やっぱり生産者の仲間で、こういうお知らせがあったので登録のほうへ申し入れたと、でも一切何にも来ないよと、その後説明も何もないよという話だったのだ。そういう話聞いたことあるの。それは、登録された農家に対しては、ではどういう出し方ができるとか、やっぱりどういうものがあるのかと全部調べると思うのだよね。それを納税者のほうに払ってもらったときにはこういうのがありますよと多分提示すると思うのだ。その説明というのは全部農家のほうへしているのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)新たな事業者の開拓等は、業務委託

の事業者のほうで直接お話に伺っているところでありまして、その辺の 状況等についても確認のほうをさせていただきます。

(坂本)業者委託というのはパンジーハウスだよね。パンジーハウスが申し込んだ生産者に対してどういうものがあるとか、どういう皆さんの声になって申込み、役所のほうへ出て、農政課だか、そういうところを通じて来ると、それをパンジーハウスが受けてその農家のほうに説明しているということだよね、今の話だと。そういう受け止め方でいいのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) ふるさと納税の業務を請け負っている事業者のほうがパンジーハウスとやり取りをしております。またさらにパンジーハウスと花の農家さんのやり取りというところまではちょっと確認は取れておりません。

(竹田)では、通告していますので。

まず、12ページ、13ページの普通交付税の増額については、先ほどご説明があったとおり、いわゆる国税収入が増えたりとか、算定替えがあったということですが、もう少し詳細について、私はこの数で見ると約66億円前後かなと思ったのですけれども、今回7億3,100万円と結構大きな交付税の増額になっていますので、その内訳についてお尋ねをします。

(財務部参事兼財政課長) それでは、具体的に何が増額になったかというような感じのご質問だと思いますので、ご説明をさせていただきます。増額の要因、3点ございます。まず1点目は、夏の普通交付税算定時に毎年実施されます調整率の減額がありますが、その割り落としが復活するもの、いわゆる我々のほうでいくと調整戻しというふうによく言わせていただいていますけれども、そちらのほうの金額が1,359万2,000円。2点目としまして、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担分等を措置するため、令和3年度に限り基準財政需要額に臨時経済対策費というものが新たに創設されました。それに伴う増加が1億7,462万9,000円。3点目といたしますと、歳出の説明でも説明しましたけれども、臨時財政対策債の一部を償還するために基金に積み立てるためのお金として、臨時財政対策債償還基金の創設の項目が入りまして、そちらが5

億4,320万3,000円の増加となっております。 以上です。

(竹田)臨時財政対策債は、基本的には国が借金してねと、全額交付税で見るよという行為の中でやるのですけれども、今回臨時財政対策債分の繰上げというか、返済分をまたやったというのは何か意味があるのでしょうか。国の借金がどんどん増えてきているわけですね、臨時財政対策債というのは。基本的に。だから、さらに借金に借金をするかのようなちょっとイメージで私受け止めているのですが、その点は大丈夫なのかどうか確認します。

(財務部参事兼財政課長) すみません。私の答弁がちょっとおかしかったのかもしれないですが、毎年臨時財政対策債、借入れさせていただきます。その後に普通交付税措置をされるのですけれど、今年度は先に後年度負担の臨時財政対策債の償還部分、交付税で今後される部分を前払い、その分を基金に積み立てなさいという項目が追加されています。なお、ここで算定された部分に関しては、後ほどの後年度で交付税算入はないというふうな説明を受けております。以上です。

(竹田) ということは、前払いするけれども、後年度分はないよという 解釈で、分かりました。

続いて、14、15ページで、先ほど土地売払収入について資料請求して、本日の午後ということだったのですけれども、それは資料が出てくることを前提に、こういう土地売払収入で、新年度予算でも私ちょっとここで質問させていただいているのですが、新年度予算以外に、市が持っているいわゆる売払いできるものというのは普通財産としてあるのかどうか、そこのところにちょっと発展させた質問をさせていただきます。

(財務部参事兼資産管理課長)来年度以降に販売、売却を予定している 土地につきましては、先ほど竹田委員のほうから請求された来年度の不 動産鑑定手数料の中で、来年度鑑定を行って売却をしようというふうに 考えているものがあります。具体的には、それの資料も明日出させてい ただくのですけれども……

(何事か声あり)

(竹田) 申し訳ない。ちょっと私の聞き方がまずかったと思うのですけれども、今回の土地売払収入の内訳は資料として後で出てくると。来年度のいわゆる不動産鑑定にかける部分についても、私も資料請求をさせていただいている。それは来年度予算の中で審議していくのですけれども、そのほかに来年度以降に普通財産として持っているものがあるのですかという質問です。すみません。

(財務部参事兼資産管理課長)来年度売却予定、それ以降のものにつきましては、現時点では特に検討はしておりません。市が売却可能なものについては、その都度庁内の検討委員会にかけて、売却可能であるか、ほかに活用の道がないかというようなことを検討しておりますので、現時点ではその先についてはまだ検討に上がっていないというような状況になっております。

(竹田)続いて、16ページ、17ページです。財政調整基金の歳入で減額があって、4億1,000万減額になって、そして4億5,000万円財調で積み立てると。その結果、最後の補正になると思うのですけれども、理論上の財政調整基金の残高をお答えください。

(財務部参事兼財政課長) 財政調整基金の残高についてご説明させていただきます。

今回の補正予算、それをご承認いただいた場合の令和3年度末の残高につきましては、約30億9,900万円を見込んでおります。

以上です。

(竹田) 今の時点で30億9,000万あるということは、決算、来年の出納閉鎖をして、繰越金が分かって、その半分くらいは財調に積み立てるということになると、このままいくと過去最高くらいの、予算規模も増えていますけれども、財政調整基金残高になっていくと予測するのですが、その予測も含めてちょっとお答えください。

(財務部参事兼財政課長)予測というお話ですけれども、この後19号の 当初予算でもありますけれども、こちらのほうでも当初予算で財政調整 基金を15億円繰り入れております。ですので、残高としますと、令和2 年度の当初予算の編成後の残高と同じようなレベルの規模になっております。

以上です。

(竹田) 今回の財調が理論上では約31億円になっていくということの中で、事業としてやろうと思ったのだけれども積み残したとか、市民要望で残したとか、そういう事業はどうなっているのか、分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

(財務部参事兼財政課長)今回どうしてこれだけ財政調整基金、減額で きて積み立てられたかというところですけれども、歳入超過というご説 明をさせていただいています。歳入の増加分として、先ほどからずっと ご説明 させていただいています普通交付税、こちらのものが増額になっ ているところ、それとコロナの交付金、こちらも先ほどご説明がありま した事業者支援分が追加になりました。それと、他の委員会にはなりま すけれども、コロナワクチンの補助金、今までが国からお金がもらえな かった分、一般財源から立て替えていた部分ですね、こちらの部分が歳 入が見込まれるもの等です。あと、今回合併振興基金の繰入金等を今回 入れさせていただくということで、歳入の超過が約5億9,000万円ぐらい 入ってきました。それと、歳出では、これ全て他の委員会にはなります けれども、大きな事業でいくと道の駅の整備事業の減額、それと道路改 良事業の減額、それと広田の特別会計、こちらのほうの繰出金の減額、 キャッシュレス型の消費活性化事業の減額等の減額が入りまして2億 7,000万円減額になったということから、余剰金が出た、歳入超過という 扱いになっております。

(竹田)続いて、合併振興基金で道の駅への繰入れを行うということで したけれども、合併振興基金のいわゆる 4 条の年度末残高をお答えくだ さい。

(財務部参事兼財政課長)合併振興基金の年度末残高です。本予算をご承認いただいた場合の令和3年度末の残高ですが、約27億1,000万円になります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 令和3年度鴻巣一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)

 \Diamond

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(職員課長)午前中、竹田委員さんのほうから会計年度任用職員の男性の職員数ということでお問合せがありました。大変遅くなって申し訳ありません。令和4年3月1日現在なのですけれども、男性90人でございます。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

続きまして、総合政策課長より発言の申出がありましたので、許可いた します。 (市長政策室参事兼総合政策課長)坂本委員からご質問のありましたふるさと納税の花関連のことでございますが、市内の花事業者は、パンジーハウスを含めて3件でございます。また、定期便につきましては年4回ということで昨年度まで実施しておりまして、パンジーハウスのほうで対応が難しいということで、今年度は行っておりません。その代わりに季節ごとのお任せセットというのが非常に人気となっております。事業者につきましては、ふるさと納税の事務を行っている事業者、フューチャーリンクネットワークのほうで直接この3件とふるさと納税の運用についてやり取りをしているところでございます。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

次に、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付 託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時47分)

 \Diamond

(開議 午後2時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどで説明が終わりました。

予算の質疑につきましては、1人30分ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(田中) それでは、幾つか質問させていただきます。

まず、歳入のところの3ページ、歳入歳出予算が一応過去最高の397億 9,500万円ということでありますが、なぜそのようになったかということ をまず質問をさせていただきます。

(財務部参事兼財政課長) 令和 4 年度の当初予算の中で増額となった要因を申し上げさせていただきたいと思います。

初めに、社会保障費の自然増に伴いまして扶助費のほうが約6億円増加

しております。それと、新型コロナウイルスワクチン接種事業、こちら のほうが令和3年度は補正予算の1号とかで組ませていただきましたけ れども、こちらを今回当初予算から計上させていただいておりまして、 その金額が約3億7,000万円のこれ皆増という形になります。それと、令 和4年度から子宮頸がんのワクチンの予防接種が積極的勧奨の再開を始 めたこと、また今年度新たに帯状疱疹ワクチンの助成等をやらせていた だく関係のワクチンの関係の予防接種の事業へ7,000万円の増額、それと 避難所の環境整備のために総合体育館に空調設備の導入をさせていただ く予算を出しておりますけれども、そちらが約3億円、こちら皆増とい う 形 に な り ま す 。 そ れ と 、 改 選 時 期 の 違 い に よ り ま し て 各 種 選 挙 の 関 係 経費が7,000万円の増額となっております。また、令和3年度に国の補正 予算の影響を受けて補正予算のほうでも計上させていただいていました が、放課後児童支援員、それと保育士等の処遇改善の費用、こちらのほ うも当初予算で計上させていただいているものと、新型コロナウイルス 感染症生活困窮者自立支援金、こちらのほうの支給延長に伴う費用など が急遽追加になったことから、過去最高の予算額となったものとなって おります。

以上です。

(田中) それで、あとちょっと不思議に思ったのですけれども、このコロナ禍で大変なときなのですけれども、これ一応取りあえず16ページからいくかな、市税が5億円ほど多くなっていると。当然、法人市民税も多くなっているということなのですけれども、その辺の収入の見通しについてお聞きします。

(財務部参事兼税務課長)令和4年度の予算を見込むに当たりまして、 令和3年度の経済動向の影響を受けたものということで、実際に最近の 令和3年度に入っての課税実績等を基礎として、国税の動向だったりと か、あるいは政府の経済の見通しとかをはじめとした各種経済指標を踏 まえて見込んでいるところなのですが、政府の経済見通しについて、ち ょっとその辺お話ししたいと思いますが、令和4年度の経済見通しと経 済財政運営の基本的態度が閣議決定されまして、その中で、公的支出に よる経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で民需主導の自立的な成長と、あと成長と分配の好循環の実現に向けて着実に前進していきますというふうなものが示されております。ただし、引き続き感染症による内外経済への影響、それと供給面での制約や、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるものということで、政府の経済見通しはそのようになっております。実際予算を編成するときに、令和3年度の実際の入ってくる調定額、それも参考にしつつ、その辺を見込んで令和4年度の予算編成をしたものでございます。

(田中)国のほうでそういう見通しを立てているということで、当然国、 県から入ってくるお金のほうは増える可能性がある……

(委員長) 田中委員、マイクをもう少し近づけて。

以上です。

(田中) 鴻巣市の今ちょっと質問は、市税が多くなりそうだと。法人市 民税、市のほうに入ると。その辺に関しては、やはり国がよくなれば市 のほうもよくなるという、それだけの考えなのですか。独自に何か持っ ているのでしょうか。鴻巣市独自の考えがありましたらお聞かせくださ い。

(財務部参事兼税務課長)法人市民税というお話がございましたので、法人市民税においては、いろいろ産業分類ごとに好調だったりとか、あるいはコロナの影響を受けたりだとか、そういったことが見受けられます。鴻巣市の令和2年度と令和3年度を比較して申しますが、令和2年度の全体への法人税割額の割合でいいますと、製造業が36.2%、令和2年度は占めておりました。その次に多いのが卸売業、小売業が27.6%、令和2年度占めておりました。令和3年については、逆に製造業が28.2%、それで卸売業、小売業が31.9%ということで、令和3年度については卸売業、小売業のほうが法人税割額が多くなっていますので、その辺、いろいろ企業によっては増収だったりとか、変わってきているのかなというふうにはちょっと見受けられます。以上です。

(田中) 今の答えなのですけれども、要するに鴻巣市の産業を見ると増収になる部分があるというふうに解釈すればいいのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長)法人税割額というのは、国税の法人税率で決まった額に対して、それを課税標準として法人市民税ということで、それを基に税率を掛けて法人市民税の法人税割になるのですが、だから大企業がその辺潤ってくれば数字というのは変わってくるかと思うのですが、その辺、先ほどの割合というか、その辺の産業分類別のそちらの比較で、一概にはちょっと、令和2年と令和3年度は法人市民税の税率の変更がありましたので、実際コロナの影響はどうだったかというのはなかったとしたら、思ったよりはそんなに影響はなかったというふうに見られます。というのは、いろいろ国のほうの施策で持続化給付金だったりとか、そういった対策のそういった支援金を受けている個人事業ことか、法人でもいますので、そういったところで国の施策によって潤ったというか、その辺が補填されたのかなというふうなことは考えられます。以上です。

(田中)では、取りあえず今だんだんよくなるというふうな解釈で一応 予算を組んだということで解釈をします。

それでは、次に22ページのところで市たばこ税……

(委員長) 田中委員、何ページですか。

(田中) 22ページです。違ったかな。市たばこ税が9,300万円増えている というのですけれども、これは何となく予感はするのですけれども、取 りあえず質問をします。

(財務部参事兼税務課長) たばこ税が増えているということで、こちらは先ほど予算の説明のときに税率改正があったというか、その辺で増えているところも一因としてあるわけなのですが、実際これ金額の求め方としては、その辺の売渡し本数、販売本数の実績から、令和3年度の販売本数の実績に基づいて、一月当たりのどれぐらい本数になるのかなというふうに本数を出すのですが、ただ毎年本数については微減していますので、では来年度の本数を予想したときに、直近の販売本数の平均で

ちょっと出して、その本数を見込んで、その本数で1年間の税収というのを求めました。一応実績に沿った形で求めていますので、委員さんがおっしゃるようにかなり増えているように見えますが、担当としてはその辺実績に基づいて試算したということでございます。 以上です。

(田中) それでは、次に移ります。

これもちょっとさっき、今度は31ページ、説明の中で答えも半分出てしまったのですけれども、確認の意味で、雨量観測所敷地使用料というのがあったのですけれども、これ気象台と言ったのだか気象庁と言ったのだかちょっと分からないのだけれども、私が出どころどこですかって多分質問をしているのですけれども、それもうちょっと。その確認ですね。気象台なのだか気象庁なのだか。

それと、どこの場所に設置されているのかというのが、多分下のところではないかなと思うのですけれども、それちょっと確認したいのですけれども。お願いします。

(財務部参事兼資産管理課長) 雨量観測所を設置していますのは、気象庁の東京管区気象台になります。実際に設置している場所は、市役所の敷地内の保健センターに面したところでして、そこに約2メートル掛ける2メートルの柵で囲みまして、この中に雨量観測施設を設置しております。

以上です。

(田中) 分かりました。

それでは、次に51ページなのですけれども、前のところから引き続いているのですけれども、要するにホームページシステム事業、シティプロモーション推進事業についてなのですけれども、これからどのように展開していくのかということの質問です。

(市長政策室参事兼総合政策課長)ご質問の2事業につきましては、埼 玉県のふるさと創造資金の魅力ある地域づくり事業補助金、こちらを活 用して、本市の特色である花などを活用した、まちの魅力創出プロジェ クトとして、ホームページシステム事業は秘書課で、シティプロモーシ ョン推進事業は総合政策課のほうで実施していきます。

シティプロモーション推進事業におきましては、にこのす、にぎわい交流館ですね、こちらを拠点としてワークショップやオープンミーティングを実施し、市民や学生等、プレーヤーの掘り起こしを行いまして、関係者が主体的に参加することでシティプロモーションの推進を図ってまいります。また、10月1日、市民の日にはシティプロモーションの方法方等について市民と共有していきたいと考えております。それと、ふるさと納税の納税者へ市の魅力を載せた情報紙を発送しまして、こちらも市外へ鴻巣をPRしていきたいということで、こちらの事業が魅力ある地域づくり補助金を活用した事業となります。

(市長政策室参事兼秘書課長)ホームページシステム事業につきまして は、秘書課のほうでお答えさせていただきます。

今回、現ホームページシステムが令和5年6月末をもって全サービスの提供が終了することから、令和5年3月からの新ホームページシステムの移働に向けて、来年度システムの入替え作業を実施する予定です。これに合わせまして、県補助金の活用を図りながら、シティプロモーションサイト「こうのすLIFE」のリニューアルを予定しており、このサイトの構築業務を令和4年度予算に計上しております。現トをして「来で「見て」を相とした市のイベントや、8つの日本では、「まな市の事業を紹介し、多くの方に本市への関心を持っていただき、定住につなげてまいりました。今回、埼玉県の魅力ある地域づくり事業補助金を活用し、今までの「こうのすLIFE」を引き継ぎながら、新たに視認性に配慮したデザインや動画の配信、SNSとの連携を図り、フレッシュな情報を様々なツールを活用して常時配信していく予定であります。

以上です。

(田中)では、次に61ページなのですけれども、ふるさと寄附金が5,000万 ぐらい多分増えていると思うのですが、先ほどの補正予算の続きになっ てしまって申し訳ないのですけれども、令和4年度の返礼品の関係はどうなのかなというのと、企業版ふるさと寄附金というのは返礼品がないというふうに聞いたのですけれども、それいろんな意味合いで事業主が鴻巣に還元するのではないけれども、出したいということがあってなのかどうか分からないですけれども、そういう返礼品がないにもかかわらず、ふるさと寄附金を企業版としてやるメリットについて、あればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

(市長政策室参事兼総合政策課長)まず、ふるさと納税につきましては、 寄附金について、昨年度から当初予算ベースで4,000万円増の1億 6,000万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、全 国においてもコロナという状況もあって、令和元年から2年ですが、金 額にして1.4倍、件数にして1.5倍と大幅な伸びを見せておりまして、今 年度につきましても、県内の状況等を見てもさらに伸びることが考えら れております。また、鴻巣市の取組としまして、新たな返礼品の開拓、 こちらを来年度も積極的に行うほか、新聞の折り込み広告、それから市 外在住の鴻巣市内への在勤者へのPR、それからクラウドファンディン グの実施等、取組のほうを強化しまして、昨年度当初より4,000万円増の 1億6,000万円のほうを計上させていただいております。

それと、企業版ふるさと納税につきましてですが、こちらは、メリットということで、まず自治体側のメリットにつきましては、当然寄附金を受けられるということもございますが、地方創生の推進に当たりまして、寄附をしていただいた企業との連携を深め、地域課題解決に向けた協働体制の構築につながることが挙げられます。企業側のメリットにつきましては、まず最大約9割の税の軽減効果がある、それと寄附の使途が、事業が指定できますので、地域や自治体が抱える社会課題の解決に向けた取組に対する応援ができると。それと、先ほどと同様ですが、自治体との新たな関係性の構築ができる、社会課題を解決するための新事業開発につながる、そういったことがメリットとして挙げられております。以上です。

(田中)では、ふるさと納税の返礼品なのですけれども、一応台車とか この間、何かいいので来年もありそうな答弁があったのですけれども、 これから返礼品に関しては考えていくということで理解すればいいので すか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)返礼品につきましては、本年度現在、今現在555種類、鴻巣市ございまして、こちらは県内で最多となっております。さらに来年度は新たなものを開拓していくと。それと、先ほど質問も委員からございましたが、現在の人気の返礼品、台車以外でいいますと、人形とか花、もち麦等につきましては人気が非常にございまして、さらなる寄附が見込めると考えておりますので、こちらを中心に商品のPRを強化していきたいと思っております。

(田中) それでは、最後に質問です。歳入一応最後の質問ということなのですけれども、67ページなのですけれども、埼玉県都市競艇組合の事業収入を通知があったということでちょっと説明があったのですけれども、初めから6,000万円にしたということなのですけれども、これ通知があったからということなのでしょうけれども、今までいつも5,000万で、後からプラス1,000万とかというのがずっと続いていたような気がするのです。去年も、去年ではなくて今年度も5,000万円で、コロナ対策として1,000万円頂いたのです。実質的には、もう競艇のほうはこのコロナ禍であっても売上げが伸びているということなのでしょうけれども、そういうことも加味して初めから6,000万円の大盤振る舞いがあったのかどうか、その辺についてお聞きをいたします。

(財務部参事兼財政課長)増額のお話になります。委員さんご指摘のとおり、令和3年度に関しましては当初予算で5,000万円と、コロナの補助金として、特別枠として1,000万円追加になりました。今年度に関しまして、当初予算編成に当たりまして、例年どおりいつも5,000万円で最初予定をしておったのですけれども、1月17日付で組合のほうから今年に関しては配分予定表が新たに示されました。そこの中で1,000万円増額をするということで、こちらの1,000万円につきましては、令和3年度の上乗せになった1,000万円とはまた別で、通常より使途が、コロナのために使

ってくださいというものではなく、最初から通常の分で5,000万円が1,000万円上乗せになっている案件になっております。あと、恐らくですけれども、委員さんご指摘のとおり売上げが好調であることから配分額が増えたのではないかということは推測ができますけれども、実際に組合のほうにはそこまでは確認は取っておりません。申し訳ありません。以上です。

(田中) ちょっと確認なのですけれども、今初めから6,000万円、当然競艇の場合はひもつきではないので、前回は5,000万円プラス1,000万円の1,000万円についてはコロナ対策ということで、ひもつきだったのだと思うのですけれども、初めから全て自由に使えるという6,000万円ということで解釈をしてよろしいのでしょうか。

(財務部参事兼財政課長)ご指摘のとおり、通常の5,000万円と同等の上乗せの1,000万円ということで、6,000万円の取扱いになっております。以上です。

(田中)最後の最後なのですけれども、可能性として、もうプラス何かあるかどうか。毎年200万円ぐらいは何かちょろちょろっといただいている部分があると思うので、今回も何かその辺に少し期待する部分があるのですが、予算は当然組んでいないと思いますが、その辺の見通しについて最後お聞かせください。

以上です。

(財務部参事兼財政課長)例年、ここのところ特別補助金として200万円、昨年、令和3年度に関してはコロナのための1,000万円という形で上乗せになりました。あくまでも特別な補助金ということで、通知をもって初めて我々も知らせていただいているところです。今現在ですと、そちらのお話というのはまだいただいておりませんので、今現在はこの6,000万円が全てと考えております。また通知が来ましたらば、しかるべきときに補正予算を組ませていただいてご説明させていただければと思っております。

以上です。

(金子) 何点か質問いたします。

初めに、16ページになってしまいますけれども、歳入のところ、それの市税の関係でございます。この項目でいいますと、これ税務課さんの範囲で全体ということですけれども、内容は、本年度予算額ということで147億4,867万3,000円、また前年度が142億4,465万4,000円ということで、結構差としまして、比較として5億401万9,000円ということで結構増えていますけれども、この主な要因ということで、単純に増えて、私はいいかなと思うのですけれども、この増えた要因とか理由とかを示していただければと思います。

(財務部参事兼税務課長)増になった要因でございますが、まず新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続く中、個人市民税ですが、給与所得納税者数の増及び1人当たりの調定額の伸びが見込まれております。 法人市民税ですが、企業収益の増収が見込まれております。 固定資産税は、新型コロナウイルス感染症に係る税制改正に伴う令和3年度限りの措置が終了することなどから増収が見込まれます。市たばこ税ですが、こちらは調定額が税率改正により微増しております。

以上でございます。

(金子)分かりました。

次ですけれども、これは23ページ、22、23になりますけれども、種別割ということで県の自動車税の関係でございます。こちらのほうの課税基準ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、軽自動車税、現年度課税分ということで2億5,985万ということで出ていますね。そして、この中でちょっと何点か質問いたします。原動機付自転車、それと軽の自動車税、これの言ってみれば増減状況とか、それと2番目として、今回この改定の税率を見てみますと、平成26年度以前とか以降と、平成27年以降とか、それとあと13年経過重課ということで書いてございますけれども、税率等については、これは、もう令和4年になるわけですけれども、税率等については、これは、もう令和4年になるわけですけれども、についてもこの課税を適用になるということでよろしいのかです。

それと、軽の自動車税の中に、これはどこに当たるのか分からないです けれども、4輪の自動車とか、4輪の貨物とかにも当たるのかなと思う のですけれども、今後、電気系統の自動車とか、ハイブリッドとか、そういうものについては、こういうのには項目として加わるのかどうか。 これは今後のことですけれども、そういうもの。

それともう一点、小型の特殊自動車の中で、農耕作業用車というのは分かるのですけれども、その他ということで、これ結構298台ありますので、これフォークリフトとか、何かそういうものなのかどうか、ちょっと分からないのですけれども、それをお聞きします。

それと最後に、軽自動車の中の4輪の乗用営業車、これが3台。乗用の営業車ですね。それと、これの下が、平成27年度以降というのが新税率のほうが1台ということで、そうすると13年経過のものとかというのは、これは項目としてないのか、これは項目がないのか、それとも現物がないのかどうか、ちょっと確認ですけれども、お聞きいたします。以上です。

(財務部参事兼税務課長)委員さんから何点か質問いただきましたので、 順番にお答えしたいと思います。

まず1番目に、増減ですか、車種区分でいいますと原動機付自転車が令和3年と令和4年に比べてマイナス111台ということで、原動機付自転車は引き続き微減傾向であります。あと、軽自動車は令和3年に比べて令和4年が645台の増ということで、2万7,823台見込んでおります。あと、小型特殊は令和3年に比べてマイナス79ということで、僅かながら減少しております。あと、2輪の小型自動車については、こちらも増加です。11台増ということで1,581台を見込んでおります。

2 つ目の質問が、その税率の区分の質問をいただきましたが、平成26年度以前税率と27年度以降の税率ということで、こちらの自動車税、今は環境性能割と種別割ということで種別割になっていますが、こちらは環境に応じて税率のほうが、例えばこれから電気自動車が出回ってくれば環境に今優れたものですから、その分軽減というか、それで軽減されるものだと考えます。

あと、3つ目が電気自動車の税率ですか。4つ目が細かなことで、小型特殊の農耕作業車が2,505台ということで、その他298台ということで、

すみません、こちらはちょっと確認しておりませんので、後でお答えし たいと思います。すみません。

あと、最後の質問で、例えば乗用の営業用で平成26年以前が3台とか、27年が1台ということで、あと13年経過重課がないということで、こちらも営業用の乗用の車種についてはちょっと確認しておりませんので、どういった車種なのかというのは、すみません、ちょっと今分かりません。申し訳ありません。

以上です。

(金子) 今のは後で、ではちょっと参考に教えていただければと思います。

それでは、次に行きます。26ページですけれども、26ページのゴルフの利用税、ゴルフ場利用税交付金でございますけれども、こちらも毎年同じぐらいの額が、去年と同じ額が計上されておりますけれども、年々ゴルフをする人が年を取って、ちょっと入場者が少なくなったりするような傾向が見られるかと思うのですけれども、こちら鴻巣カントリーでの対象ですよね。それと、対象は鴻巣カントリー1つだけということだと思うのですけれども、これについての見通しということで考えると、結構同額というのも厳しいかなと思うのですけれども、その見解についてお伺いいたします。

(財務部参事兼財政課長)こちらの交付金に関しましては、埼玉県が県税で徴収しまして、そちらの10分の7を所在市町村に交付する交付金です。こちら、県の交付金の見込額、これ全部のゴルフ場を含んだ交付金の見込額なのですけれども、そちらが令和3年度と同程度であったことから、鴻巣カントリー、具体的な場所は示されておりませんけれども、県のほうの見込みが同額程度であったことから、同額を見込ませていただきました。なお、こちらの交付金に関しましては、9月の委員会でだきました。なお、こちらの交付金に関しましては、9月の委員会がだきました。なお、こちらの交付金に関しましては、9月の委員会ができました。なお、こちらの交付金に個別の利用状況について、本議員から利用状況に関する細かい、個々の利用状況はという質疑がございましたが、そこで県に確認をしたときに個別の利用状況については公表できないということの回答がありましたので、予算に関しても、

げられないところで、申し訳ありません。 以上です。

(金子) それでは、次、これも確認したいと思うのですけれども、31ページ、総務管理費の使用料の中の資産管理課の分でございますけれども、電柱敷地使用料ということで、これ20万円計上されておりますけれども、先ほどの説明の中では吹上辺りですか、吹上が電柱は1本、それに川里が電柱は4本ということで、それでこれ単純に計算しますと1本が1,000円という感じだかなと思うのですけれども、そうすると資産管理課のほうの範囲ですと、これ20本と。1,000円だから200本ですね。電柱敷ということで考えると200本ということでよろしいのかどうか、それちょっと確認いたします。

(財務部参事兼資産管理課長)東京電力の電柱と、あとNTTの電話柱があるのですけれども、それぞれその電柱に架かっている線の本数によって細かくは単価が違っております。多いものだと1本1,200円とか、少ないものだと1本960円とかというふうになっておりまして、全部で、資産管理課のほうでこれについての歳入であるのは263本になります。本庁舎以外に、基本的には先ほど話のあった支所ですとか、それからあと学校施設ですとか、道路ですとか、そういったところを除いた市の施設に立っている電柱の敷地使用料が資産管理課のほうに歳入として入ってくるというような形になっております。

(金子) 了解いたしました。

それでは、次ですけれども、39ページのICT推進課のところでございますけれども、補助金の内容が項目が違うので一緒にはできないかなと思うのですけれども、その中で負担率というか、2分の1と10分の10ということで、この負担というか、あれが大分違うなと思うのですけれども、こちらについての違いというのが、もっと負担してもらえるのかどうかですか、そういうものも含めて違いについてお伺いいたします。

(ICT推進課長)まず、自治体オンライン手続推進事業、それと自治体情報システム標準化事業、この2つあるわけでございますが、事業の内容をちょっとご説明させていただきますと、まず自治体オンライン手

続推進事業になりますが、こちらにつきましては、国が運営するマイナポータルからのオンライン申請、届出も含めて、現在、申請情報を一度印刷をした上で基幹系システムに入力をしているところでございます。こちらをこの事業におきまして新たに連携サーバー等を導入いたしまして、基幹系システムへデータ連携するような環境構築に要する費用、これに対しての補助金となってございます。補助率につきましては、こちらが2分の1で、算出方法につきましては要領で示されておりまして、令和2年1月1日現在の人口規模に応じて、上限額が3,590万円というような形で示されてございます。

自治体情報システム標準化事業でありますけれども、こちら予算の説明とちょっと同じにはなりますが、各自治体で共通的に行っている業務、住民記録や地方税、これら20業務のシステムのデータや機能、これにつきまして国が標準的な仕様を定めて、令和7年度までに国が整備します全国的なクラウド基盤上で構築された標準システム、標準仕様に準拠したシステム、これを使うことが義務づけられました。これに要します費用としまして、令和4年度につきましてはシステムの標準仕様書との現となるものでございます。また、7年度までに移行する費用としまして、データ移行ですとか、そういった費用に充てられる補助金となっておりまして、こちらの上限額としまして、同じように令和2年1月1日現在の人口規模に応じて算出方法が要領で定められておりまして、上限額が1億1,971万6,000円、補助率が10分の10となっているところでございます。

以上でございます。

(金子) それでは、次ですけれども、67ページ、先ほど前の委員からも話がありましたけれども、競艇事業収入でございます。こちらについては、収入的には1,000万円増えたということで、その内容には理解いたしました。

1つ、今回の3月の定例会でも承認いたしました組合の名称が変更になりましたので、これについても名称変更とかってなるのかどうか。この

内容でも分かるのですけれども、せっかくモーターボートということで使ったので、モーターボート事業収入とか、そんな形にもなるのかなとは思うのですけれども、ちょっとそちらについての見解もお聞きいたします。

(財務部参事兼財政課長)名称変更、モーターボートの事業団に変わったことによっての名称変更というご質問ですけれども、現在のところですと競艇事業収入という形で計上をしておりまして、内容が変わるわけではないので、あえて名称の変更は現在はする予定はないというところのお答えになります。

以上です。

(金子) それでは、71ページになりますけれども、やはりこれは資産管理課のところの電話使用料から見ていきますと、その下の下、3つ下ですけれども、電気等の使用料ということで、先ほど何か等の部分をちょっと説明をしていただいたとは思うのですけれども、もう一度ちょっと、聞き取れなかったというか、ちょっと理解できなかったので、電気だけではないというのは分かるのですけれども、その等の内容についてもう一回ちょっとお伺いいたします。

(財務部参事兼資産管理課長)この電気等の等には、電気だけでなくて水道料も含まれております。電気の場合には、市役所で一括して電力を受けていますので、その中で市役所以外の設備で使っているものについては分けて電気料をもらっていると。水道につきましても、同じように市役所で1つのメーターで受けていますので、そこから市役所以外の業務で使ったものについては、それぞれの事業者さんから水道料金をいただくというようなことになっております。

(金子) それでは、最後になりますけれども、最後のところは73ページのところ、これも先ほど説明がございましたけれども、吹上支所と川里支所、そちらの複写機等の使用料ということで、両方とも窓口ということで説明になったと思うのですけれども、これ昨年も同じなのです。吹上が3万6,000円で、川里が1,000円ということで、これは使用料ということで、窓口での利用された方が使用した料金が入るのかなとも思うの

ですけれども、この違いというのはどういうものなのか、ちょっと詳しくお聞きいたします。

(吹上支所長)吹上支所のほうですと、窓口で行っているコピーサービスと、それから市民サービス用としてコインを入れて使う別のコピー機が設置されております。そちらのほうの使用料のほうも合わせての金額になってございます。

(川里支所長) 川里支所の複写機等使用料につきましては、先ほどの吹上はコインのものもあるということなのですが、窓口業務におけるコピーサービスのみになっております。それと、こういったことが差につながっているのですが、併設して生涯学習センターでも複写機等使用料が予算計上されておりますので、そちらで利用者の方が利用されているということで、そちらのほうも別に予算計上されていることになりますので、そちらの使用料もございます。

以上です。

(委員長)本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。 あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後2時54分)